

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）②

1. リスク分散
2. 損害調査、引受けの実務
3. 参入意向

令和8年4月

中小企業庁

経営支援課

## 1. リスク分散

### ①契約者の範囲

- (1) 組合員
- (2) 組合員と生計を一にする親族
- (3) 組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて、小規模の事業者
- (4) 前各号に掲げる者以外の者（→員外利用）

※(4)については、(1)～(3)に掲げる者の一事業年度における利用分量の総額の100分の20以内。(中協法第9条の2第3項)

### ②組合員資格

・組合の地区内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者であり、下表の(A)または(B)のいずれかを満たす。(中協法第7条第1項及び第8条第2項)

	資本金額又は出資の総額 (A)	常時使用する従業員数 (B)
製造業等その他事業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

### ③地域的分散状況

・全日本火災共済協同組合連合会（以下、日火連）に加盟する都道府県組合は全国41組合。非会員や未設置の県等がある。また、日火連が販売する「地震危険補償特約」は火災共済に付帯する特約であり、当該火災共済は日火連（連合会）と都道府県組合の共同元受である。

## 2. 損害調査、引受けの実務

### ①調査方法、体制

- ・市町村が交付する「罹災証明書」に基づき、最大で1,000万円まで補償。  
→各会員組合の規模で家屋ごとの調査は困難であるため。
- ・また、査定の効率化のため地震保険と異なり「一部損」は支払対象外。

地震危険補償特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度（「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」）に応じて地震共済金の一定割合（100%、60%、30%）を支払う。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の腫瘍な構成要素の損害割合	消失または流出した床面積	
全壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100%（時価が限度）
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60%（時価の60%が限度）
中規模半壊	建物の時価の30%以上40%未満	建物の延床面積の30%以上50%未満	地震共済金額×30%（時価の30%が限度）
半壊	建物の時価の20%以上30%未満	建物の延床面積の20%以上30%未満	
半壊に至らない損害（準半壊・一部損壊）は、地震共済金の支払対象外			

損害の程度の認定は、地方自治体が交付する罹災証明書の被害認定に基づき認定する。

罹災証明が発行されない場合（注）は、会員組合が上記の認定基準に従って被害認定を行う。

（注）非住家物件に対して罹災証明書が交付されない場合は、内閣府指針である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を準用し、会員組合が被害認定を行う。

## ②研修

・非住家物件に対して罹災証明書が交付されない場合は、内閣府指針である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「内閣府指針」）を準用し、会員組合が被害認定を行うため、毎年損害鑑定会社の損害鑑定人による、内閣府指針に基づく家屋調査の研修を行っている。

## 3.（現時点での）参入意向

・神奈川県火災共済協同組合（日火連の非会員・所管は神奈川県）が地震保険参入の意向を示している。

・他方、弊庁が所管する日火連（連合会）は、現状の経営状況や運営体制を踏まえ、以下理由により参入しない意向を固めているところ。

### ①損害保険料率算出機構の会員になる必要がある。

→地震保険を実施するうえでは、損害保険料率算出機構が算出する地震保険料率を使用する必要があり、そのためには会員となる必要があるが、加盟実績等なく、加入は困難と思われる。

### ②機構の会員になるために、高額な費用負担を強いられる。

→仮に会員と認められた場合でも、高額な会費を支払う必要が想定される。加えて、地震保険料率算出にあたり、機構及び日本損害保険協会等ともシステム連携する必要があり、相当額のシステム開発費の支出が見込まれる。

### ③日本損害保険協会の会員になる必要がある。

→大規模地震が発生した際に開かれる実務者レベルの委員会による判定基準等の情報を取得するためには当該協会会員になる必要があり、会員となるためには、高額な会費を支払う必要が想定され、日火連の加入は非現実的と思慮する。

### ④新たに地震保険危険準備金の積立が発生する。

→地震保険法において、地震保険危険準備金の積立てが規定されており、準備金残高に応じて地再社から一定割合の再々保険を受再する必要があるが、日火連の現在の財務状況下での地震保険危険準備金積立は困難である。

### ⑤員外比率が増加する懸念がある。

→地震保険が個人向けの火災保険に付帯するものである一方、日火連のような中協法に基づく共済団体でいうところの組合員以外の契約者が混入する可能性も否定できず、「員外比率の増加」の問題が懸念される。

**⑥地震保険に係る損害調査体制における組合負担の増大。**

→会員組合の職員数は1組合平均14名程度（少ないところは3名）であり、地震保険の損害認定のための査定体制の構築は困難である。また、県跨ぎの応援体制を組むことも困難な状況である。